

総行公第84号
総行給第44号
令和4年6月17日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室長
（公印省略）

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等について
（令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等関係）

本日、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-15）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-39）、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（15-15-19）及び人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-40-57）が公布されるとともに、「育児休業等の運用について」の一部改正について（職職-113）等の関連する運用通知の改正が発出され、令和4年10月1日から施行されることとなります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等に留意の上、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について令和4年10月1日より適用すべく、条例の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行に当たって必要な事項を含め、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し次に掲げる措置を講ずるため、条例の改正など所要の措置を講じること。

- ① 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
- ② 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。
- ③ 育児休業（子の出生後8週間以内の育児休業を除く。）及び子の出生後8週間以内の育児休業のそれぞれについて、一人の子についての休業期間中に他の子も養育している場合に、その他の子についても休業のカウントの回数に含める。
- ④ 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮。
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、在職期間等の算定に当たって、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする規定を整備。

また、上記①及び②については、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（現行の条例（案）第3条第5号及び第8号の改正部分参照）。

なお、上記④の措置を講じるに当たって留意すべき点は、別添2のとおりであること。

2 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大するため、人事委員会規則の改正など所要の措置を講じること。

3 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和するため、条例の改正など所要の措置を講じること。

なお、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（条例（案）第2条第4号イ(1)の改正部分参照）。

4 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し次に掲げる措置を講ずるため、条例の改正など所要の措置を講じること。

- ① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件につい

て、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。

- ② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- ③ ①の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。
- ④ ①及び②の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の請求期限について2週間前と短縮する取扱いについて、子の1歳到達日又は子の1歳6か月到達日以前までに請求する場合に限定。

また、上記①から③までについては、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（条例（案）第2条第4号ロ、第2条の3第3号及び第2条の4の改正部分参照）。

なお、上記①及び②の措置を講じるに当たって留意すべき点は、別添2のとおりであること。

（下記以外）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係

電 話 03-5253-5544（直通）

（1⑤ 期末手当・勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直し関係）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
給与能率推進室

電 話 03-5253-5549（直通）

(参考)

- 「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年10月1日施行予定の事項（育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等）【※1①・②は法律改正事項】

（「育児休業法の改正についての意見の申出のポイント」資料抜粋）

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

① 育児休業の取得回数は原則2回まで（現行：原則1回まで）

② ①に加えて、子の出生後8週間以内に2回まで（現行：1回まで）取得可（主に男性）

③ 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

※ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

2 （略）

3 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

- 対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

4 非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇等の新設等

① （略）

② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

④・⑤ （略）

5 （略）

(参考情報)

- 公務員人事管理に関する報告（人事院ホームページ）

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3_top.html

※「令和3年 人事院勧告」ページ内「別紙第3 公務員人事管理に関する報告」参照

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（人事院ホームページ）

<https://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>